

電気通信事業紛争処理委員会運営規程の 一部を改正する決定（案）について

放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）第2条の規定により電波法（昭和25年法律第131号）の一部が改正され、無線局を開設する場合等に既存無線局との間で行う混信等の防止に関する協議を促進するためのあっせん及び仲裁の制度が創設されたことに伴い、所要の決定を行う（第3条第1項、第4条、第4条の4第1項）。

電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）

電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一百五十六条第一項」を「法第一百五十六条第一項」に改め、「第一百五十七条第二項」の下に「並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の三十五第二項」を、「第一百五十七条第四項」の下に「並びに電波法第二十七条の三十五第四項」を加える。

第四条中「第一百五十七条第二項」の下に「並びに電波法第二十七条の三十五第二項」を加える。

第四条の四第一項中「第一百五十七条第四項」の下に「並びに電波法第二十七条の三十五第四項」を加える。

附 則

この決定は、平成二十年四月一日から施行する。

知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十五条第三項（法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七條第四項並びに電波法第二十七條の三十五第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 (略)

見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十五条第三項（法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 (略)

電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(案) 参照条文

○電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)(抄)

(電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

- 第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局(電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。)を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会(電気通信事業法第四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。第三項及び第五項において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。
- 2 電気通信事業法第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十五第三項」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 4 電気通信事業法第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。
- 5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

- 第五十四条 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。
- 2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。
- 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。
- 4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。
- 5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。
- 6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第一百五十五条 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(準用)

第五十六条 前二条の規定は、電気通信設備の共用に関する協定について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

(その他の協定等に関するあつせん等)

第五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。

2 第五十四条第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（抄）

（あつせん等の対象となる無線局に係る業務）

第二十条の二 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務
- 二 放送の業務
- 三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- 四 電気事業に係る電気の供給の業務
- 五 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- 六 ガス事業に係るガスの供給の業務
- 七 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務

（あつせん等に係る無線局に関する事項）

第二十条の三 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める事項は、

次に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方
- 二 通信事項
- 三 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- 四 無線設備
- 五 放送事項
- 六 放送区域
- 七 識別信号
- 八 電波の型式
- 九 周波数
- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間

○無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）（抄）

（妨害の防止の協議）

第四条の二 無線局の免許人等は、法第二十七条の三十五第一項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。